

令和4 年度

設計書

(当初設計)

業務番号

業務名

東人丸町管渠改築実施設計業務委託

履行場所

明石市東人丸町地内

工 種

委託費				概要
	実施 (前回変更)	今回変更	増減額	
設計額 (内消費税額)	円 (円)	円 (円)	円 (円)	下水道設計委託 管渠詳細設計 布設替え工法 520m
委託額 (内消費税額)	円 (円)	円 (円)	円 (円)	
執行方法	委託	履行日数 または 履行期限	令和5年3月31日限り	

(起工理由)

総括情報表

頁0-0001/0015

単価適用年月日	0-04.11.01(0)		
	今回	前回	
旅費交通費率計上	02 自動率計上しない		

工事費内訳書

頁0-0002/0015

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務委託費					
下水道設計業務					
下水道設計委託					
管渠改築実施設計（詳細設計）	(520) 1	m 式			工種 第0001号明細表
報告書	1	式			工種 第0002号明細表
設計協議	1	式			工種 第0003号明細表
直接経費					
電子成果品等作成費	1	式			工種 第0004号明細表
旅費交通費	1	式			工種 第0005号明細表

工事費内訳書

頁0-0003/0015

費目・工種・種別・細目	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
直接費計 旅費○、電子○					
その他原価		式			
業務原価					
一般管理費等		式			
委託業務価格					
業務価格計					
消費税相当額		式			
総計					

管路施設実施設計業務委託一般仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象地域の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

1.9 提出書類

(1) 受注者は、業務の着手及び完了に当って、**明石市** の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 職務分担表
- (ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.10 管理技術者及び技術者

(1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、

高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）**又は**上下水道部門（下水道））とし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。
- (3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.11 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に**明石市**の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、**明石市工事検査課**の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもつてこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、**明石市**、受注者協議の上、これを定める。

第2章 調査

2.1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2.2 現地踏査

特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

2.3 地下埋設物調査

特記仕様書に示された設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

2.4 公私道調査

道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。

2.5 在来管調査

在来管調査は、2.3 地下埋設物調査で行う範囲を超える調査であり、管路、マンホール及びますの老朽度、堆積物の状況、破損の状態、構造、底高等現地作業を伴うものをいう。当該調査は別途計上とする。

2.6 既設管調査

~~管路内調査は、TVカメラ調査または潜行目視調査、劣化度調査図書に基づき管内にて管きよの劣化状況や堆積物等の有無を把握する調査であり、管きよの老朽度、堆積物の状況、破損の状態、構造、支障物件の状況等現地調査を伴うものという。TVカメラ調査または潜行目視調査、劣化度調査は別途計上とする。~~

~~また、測量調査によって既設管きよ及びマンホールの諸元を確認しなければならない。~~

2.7 現場環境調査

道路状況、周辺状況を現地にて把握し、工事の実施における制約条件を確認しなければならない。

第3章 設計一般

3.1 打合せ

- (1) 業務の実施に当って、受注者は係員と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と明石市は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3.2 設計基準等

設計に当っては、明石市の指示する図書及び本仕様書第8章参考図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について明石市と協議の上、定めるものとする。

3.3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、係員との協議の上、これらの解決にあたらなければならぬ。

3.4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3.5 事業計画図書の確認

受注者は、第2章調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

3.6 参考資料の貸与

明石市は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料、既設管資料、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続によって貸与する。

3.7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

~~第4章 設計細則（基本設計）~~

~~4.1 設計図の作成~~

~~主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には、係員の承認を受けなければならない。~~

~~(1) 位置図~~

~~位置図 (S=1/10,000～1/30,000) は地形図に設計区域又は設計区間を記入する。~~

~~(2) 区画割施設平面図~~

~~区画割施設平面図 (S=1/2,500) は、事業計画において作成した区画割図面に基づいて枝線の区画割を行い、設計区域又は設計区間の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、区画の面積及び幹線・排水区又は処理区等の名称を記入すること。~~

~~(3) 縦断面図~~

~~縦断面図 (S=縦 1/100、横 1/2,500) は、区画割施設平面図と同一記号を用いて次の事項を記入すること。~~

~~管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、位置・形状、寸法等及び河川の現在と計画の底高、高水位並びに幹線、処理区等の名称を記入すること。~~

~~(4) 流量計算表~~

~~流量計算表は、事業計画において作成された流量表に基づいて、管きよの断面、勾配を決定し、起終点の管底高、地盤高、土被り、流入管記号を記入すること。~~

~~(5) 概略構造図~~

~~概略構造図 (S=1/50～1/100) は、次の要領で作成する。~~

~~明石市の下水道標準図面集によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは、縦断面図と同一記号を用いて図面を作成する。~~

~~特殊なマンホール、接続室、雨水吐室及び吐口、伏越等特に構造図を必要とするものについて概略の形状図を作成する。~~

4.2 概略工法検討

~~概略工法検討業務は、設計対象路線の管路布設工法（開削、推進、シールド）の選定を行いうるものである。ただし、個所別詳細な工法の検討は詳細設計で行うものとする。~~

4.3 報告書

~~報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、位置、設計の目的、調査・計画の概要、設計計画、概略工法検討等を集成するものとする。~~

第5章 設計細則（新設及び改築・詳細設計）

5.1 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には係員の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図 ($S = 1/10,000 \sim 1/30,000$) は地形図に施工箇所を記入する。

(2) 系統図

系統図 ($S = 1/2,500$) は、地形図に設計区間を記入する。

(3) 平面図

平面図 ($S = 1/500$) は、測量による平面図及び道路台帳に基づいて、設計区間の占用位置、マンホール及び立坑の位置・管きょの区間番号、形状、管径、勾配、区間距離及び管きょの名称等を記入する。

(4) 詳細平面図

詳細平面図 ($S = 1/50 \sim 1/100$) は主要な地下埋設物さくそう箇所、重要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道等横断箇所等特に詳細図を必要とし、係員が指示する場合に平面図及び横断面図を作成する。

(5) 縦断面図

縦断面図 ($S = 縦 1/100$, 横 $1/500$) は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管きょの位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、マンホールの種別及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、流入及び交差する管きょの位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きょの名称等を記入する。

(6) 横断面図

横断面図 ($S = 1/50 \sim 1/100$) は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、地盤高、管底高及び必要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きよの名称又は横断位置の名称等を記入する。

(7) 構造図

構造図 ($S = 1/10 \sim 1/100$) は、次の要領で記入する。

明石市 の下水道標準図面集によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは縦断面図と同一記号を用いて構造図を作成する。

特殊な布設構造図、接続室、雨水吐室及び吐口、伏越、特殊な形状のマンホール及びます等特に構造図を必要とし、仕様書に明記されているもの。

(8) 仮設図

仮設図 ($S = 1/10 \sim 1/100$) は、次の要領で記入する。

仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成する。

設計図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床堀高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

5.2 各種計算

管きよ、管基礎、推進力及び構造計算、仮設計算、補助工法、耐震設計等の計算に当つては、明石市 と十分打合せの上、計算方針を確認して行わなければならない。

5.3 数量計算

土工、管、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法、事前事後処理等材料別に数量を算出する。

5.4 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的・概要・位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等を集成するものとする。

第6章 照査

6.1 照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

6.2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

6.3 照査事項

受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の確認内容について
- (2) 比較検討の方法及びその内容について
- (3) 設計計画（設計方針及び設計手法）の妥当性について
- (4) 計算書（構造計算書、容量計算書、数量計算書、耐震設計計算書等をいう。）について
- (5) 計算書と設計図の整合性について

第7章 提出図書

7.1 提出図書

提出図書は次項により、提出しなければならない。

7.2 実施設計関係提出図書（基本設計）

図書名	縮尺	形状寸法・提出部数
(1) 位置図	1/10,000～1/30,000	A4又はA3・1部
(2) 区画割施設平面図	1/2,500	〃
(3) 縦断面図	縦1/100、横1/2,500	〃
(4) 流量計算表		A4又はA3・1部
(5) 概略構造図	1/10～1/100	A4又はA3・1部
(6) 概略工法検討書		A4・1部
(7) 報告書		〃
(8) 打合せ議事録		〃
(9) その他参考資料（地下埋設物調査資料他）		原稿一式

7.3 実施設計関係提出図書（詳細設計）

図書名	縮尺	形状寸法・提出部数
(1) 位置図	1/10,000～1/30,000	A4又はA3・1部
(2) 系統図	1/2,000～1/3,000	〃
(3) 施設平面図	1/300～1/500	〃
(4) 詳細平面図	1/100～1/300	〃
(5) 縦断面図	縦1/100、横1/300～1/500	〃
(6) 横断面図	1/50～1/100	〃
(7) 構造図	1/10～1/100	〃
(8) 仮設図	1/10～1/100	〃
(9) 水理計算書		A4・1部
(10) 構造計算書（耐震設計計算書を含む）		A4又はA3・1部
(11) 数量計算書		A4・1部

(12) 報告書

〃

(13) 特記仕様書

(14) 打合せ議事録

(15) その他の資料

原稿一式

設計に伴って収集・調査した資料及びその他申請等に関する資料

第8章 参考図書

8.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 明石市 の下水道標準図面集
- (2) 明石市 の下水道管渠設計基準
- (3) 明石市 の道路復旧等要領集
- (4) 下水道施設設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (5) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (6) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (7) 下水道管路施設設計の手引（日本下水道協会）
- (8) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (9) 下水道施設耐震計算例－管路施設編（日本下水道協会）
- (10) 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- (11) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）（日本下水道協会）
- (12) 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- (13) 水理公式集（土木学会）
- (14) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (15) トンネル標準示方書（シールド工法編）・同解説（土木学会）
- (16) トンネル標準示方書（山岳工法編）・同解説（土木学会）
- (17) トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
- (18) 道路技術基準通達集（国土交通省）
- (19) 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- (20) 道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
- (21) 道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
- (22) 道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
- (23) 共同溝設計指針（日本道路協会）
- (24) 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- (25) 水門鉄管技術基準（電力土木技術協会）

(26) 改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）

(27) 港湾の施設の技術上の基準・同解説（日本港湾協会）

下水道管渠実施設計業務委託_特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「管路施設実施設計業務委託一般仕様書」の第1章1.1及び1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記一般仕様書による。

2. 業務の対象

- (1) 名 称 東人丸町管渠改築実施設計業務委託
- (2) 位 置 明石市東人丸町地内（別途図面のとおり）
- (3) 設計条件項目 別紙設計条件項目表による。
- (4) 履 行 期 限 令和5年3月31日

（ただし、本件に係る予算について、国庫補助事業等の繰越承認がされたときには、工期を令和5年6月30日までとする予定である。）

3. 特記事項

- (1) 本業務の目的は、下水道対象地域（上記位置）調査などを行い、工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。
- (2) 朝霧処理区の東野町や東人丸町においては、予てより雨天時にその地域の污水管渠に雨水が浸入することにより、朝霧ポンプ場への流入水量の増加が問題となっている。

令和2年度発注の「東野町ほか浸入水調査業務委託」において、当該地域を5ブロックに分割し圧力チップ式水位計を用いた浸入水発生エリアの絞り込み調査を実施した。その結果を踏まえ今年度改築を予定している東野町地内に次いで雨天時浸入水が多いブロックを本設計対象区域とした。

現場条件、地下埋設物の状況を考慮し、修繕改築計画の中で最適な工法選択（布設替え工法、管更生工法、修繕）を行う。発注においては、布設替え工法の検討で積算しており、工法が変更になる場合は設計変更協議の対象とする。

検討にあたり、平成26年度「東野町ほか浸入水調査改築検討業務委託」において流量調査及び本管送煙調査を実施しているため、参考とすること。

- (3) 設計業務には、接続先の既設管及び人孔調査を含むものとする。
- (4) 平面図作成にあたっては、本市貸与の現況平面図データを基に補足測量を行い、作成すること。
- (5) 本業務において水道移設工事が必要な場合は、明石市と十分打合せの上、水道管移設図および数量計算書を作成すること。
- (6) 歩掛りの査定および設計条件補正については、別紙「管渠実施設計歩掛査定表」の

とおりとする。なお、照査については行う作業についての 100%としている。

- (7) 既設人孔に入る時は、人孔内の安全には特に注意し、ガス検知器などを用いて 2 名以上で確認後、作業に着手するものとする。
- (8) 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があつた日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は業務完了後 10 日以内に、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があつた日から 10 日以内に監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
- (9) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）又は上下水道部門（下水道））でなければならない。なお、管理技術者は照査技術者を兼ねることができない。
- (10) 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）を使用するものとする。なお、従来単位を併記してもよい。
- (11) 受注者は、当該設計にかかわる新技術・新工法について、以下の作業を行うこととする。
 - ① 兵庫県まちづくり技術センターが運用している新技術・新工法データベース及び、国土交通省が運用している新技術情報提供システム（NETIS）から情報収集すること
 - ② 情報収集した新技術・新工法は、現場条件や施工性及び経済性について比較すること。
 - ③ 上記の比較結果について明石市と協議し、その採否について決定すること。
 - ④ 情報収集、比較内容、採否結果について、報告書に記載すること。
- (12) 提出図書を記録した CD(2 部)を本委託業務終了時に提出するものとする。ただし、図面関係は dxf データとし、jww データや dwg データなどに変換可能なものを作成すること。
- (13) その他の事項については、兵庫県土木部発行の「土木設計業務等委託必携」に準拠するものとする。

(http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd04/wd04_000000057.html)

4. その他

- (1) 中間打合わせにおける主任技師は計上していない。
- (2) 旅費・交通費については JR 三ノ宮駅から JR 大久保駅までの公共交通機関利用料金額(往復)を計上している。

工種明細表

工種 第0001号明細表

頁0-0004/0015

名 称・規 格	数 量	单 位	单 価	金 領	備 考
修繕改築計画策定	1	式			施工 第0-0001号内訳表
布設替え工法(内径1200mm未満)	1	式			施工 第0-0002号内訳表
耐震設計(布設替え工法①_内径1200mm未満)	1	式			施工 第0-0003号内訳表
耐震設計(布設替え工法②_内径1200mm未満)	1	式			施工 第0-0004号内訳表
合 計	1	式			

工種明細表

工種 第0002号明細表

頁0-0005/0015

工種明細表

頁0-0006/0015

工種 第0003号明細表

電子成果品等作成費

工種明細表

頁0-0007/0015

工種 第0004号明細表

旅費交通費

工種明細表

頁0-0008/0015

工種 第0005号明細表

施工单值表

施工 第0-0001号内訳表

頁0-0009/0015

修繕改築計画策定

施工単価表

施工 第0-0002号内訳表

頁0-0010/0015

布設替え工法（内径1200mm未満）

[規格 1]	[規格 2]	[摘要]			1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	单 位	单 価	金 頓	備 考
技師長 (大学卒23年以上)		人			1 直接人件費
主任技師 (大学卒18年以上)		人			1 直接人件費
技師(A) (大学卒13年以上)		人			1 直接人件費
技師(B) (大学卒8年以上)		人			1 直接人件費
技師(C) (大学卒5年以上)		人			1 直接人件費
技術員 (大学卒1年以上)		人			1 直接人件費
单 位 当 り	1	式			

施工单值表

施工 第0-0003号内訳表

頁0-0011/0015

耐震設計（布設替え工法①_内径1200mm未溝）

施工单值表

施工 第0-0004号内訳表

頁0-0012/0015

耐震設計（布設替え工法②_内径1200mm未満）

施工单值表

施工 第0-0005号内訳表

頁0-0013/0015

報告書

〔規格 1〕詳細設計

[規格 2]

〔摘要〕

1 式 当り

施工单值表

施工 第0-0006号内訳表

頁0-0014/0015

設計協議

「規格 1」詳細設計

[規格 2]

〔摘要〕

1 式 当り

施工单值表

施工 第0-0007号内訳表

頁0-0015/0015

旅費・交通費

東人丸町管渠改築実施設計業務委託

数 量 計 算 書

設計委託 設計条件

東人丸町管渠改築 実施設計業務委託

項目	設計条件		
工期	令和 4 年 月 日 ~ 令和 5 年 3 月 31 日		
場所	明石市 東人丸町 地内		
事業計画	雨水・污水共 A= ha 測量 無		
実施設計	管径・工法 及び延長	修繕改築計画	延長 520 m
		布設替え工法 1200mm未満	延長 520 m
		1200mm以上	延長 m
		管更生工法 800mm未満	延長 m
		推進工法 刃口・小口径	延長 m
		推進工法 中大口径	延長 m
	特殊構造物	特殊構造物 無 :	耐震設計 無
		(特殊マンホール 0 基 深さ補正、工区補正)	無)
		(マンホール形式ポンポン場 (現場打ち) 基))
		(吐 口 箇所))
	報告書作成	有	
	設計協議	(中間打合せ 3 回)	
	施工法等の比較検討	無 ()
	耐震設計	有 (レベル1地震動及びレベル2地震動))
	設計条件補正	無 (%))
	地盤条件補正	無 (%))
	工区数補正	(開削工法 無 推進工法 無))
	その他補正	無 ())

修繕・改築計画の策定

管渠実施設計（詳細設計）査定表

東人丸町管渠改築 実施設計業務委託

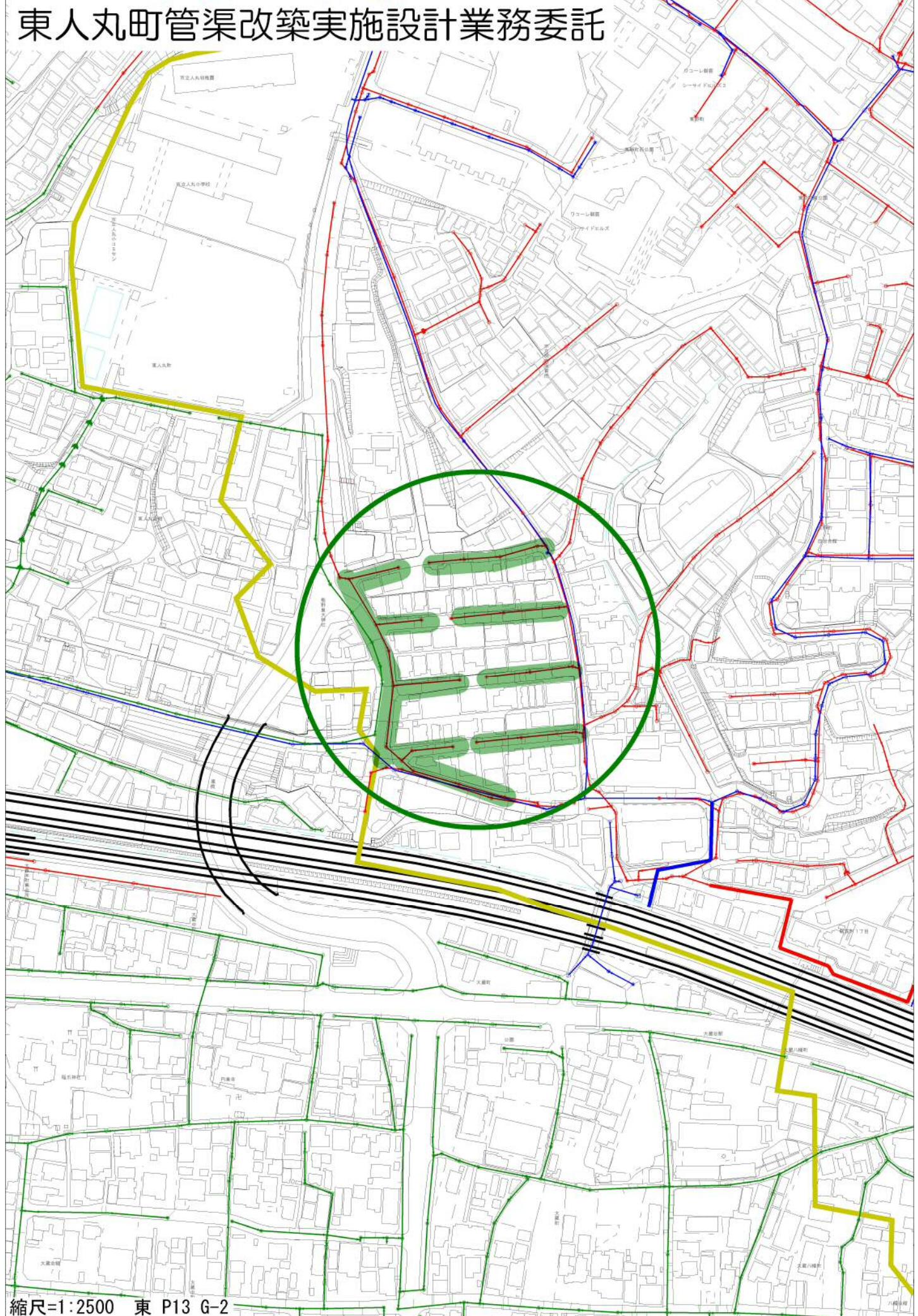
作業項目			布設替え工法				
			内径1200mm未満				
調査	資料収集			50 %			
	既設管調査			— %			
	現場環境調査			— %			
	公図調査			25 %			
	地下埋設物調査			50 %			
	現地踏査			50 %			
	現地作業			50 %			
設計計画				50 %			
各種計算				25 %			
設計図作成				50 %			
数量計算				25 %			
照査			全体按分				
管路延長補正			有り				
設計条件補正			無し				
地盤条件補正			無し				
工区数補正			無し				
その他補正			無し				
耐震設計の査定は、別紙のとおり							

耐震設計査定表

東人丸町管渠改築 実施設計業務委託

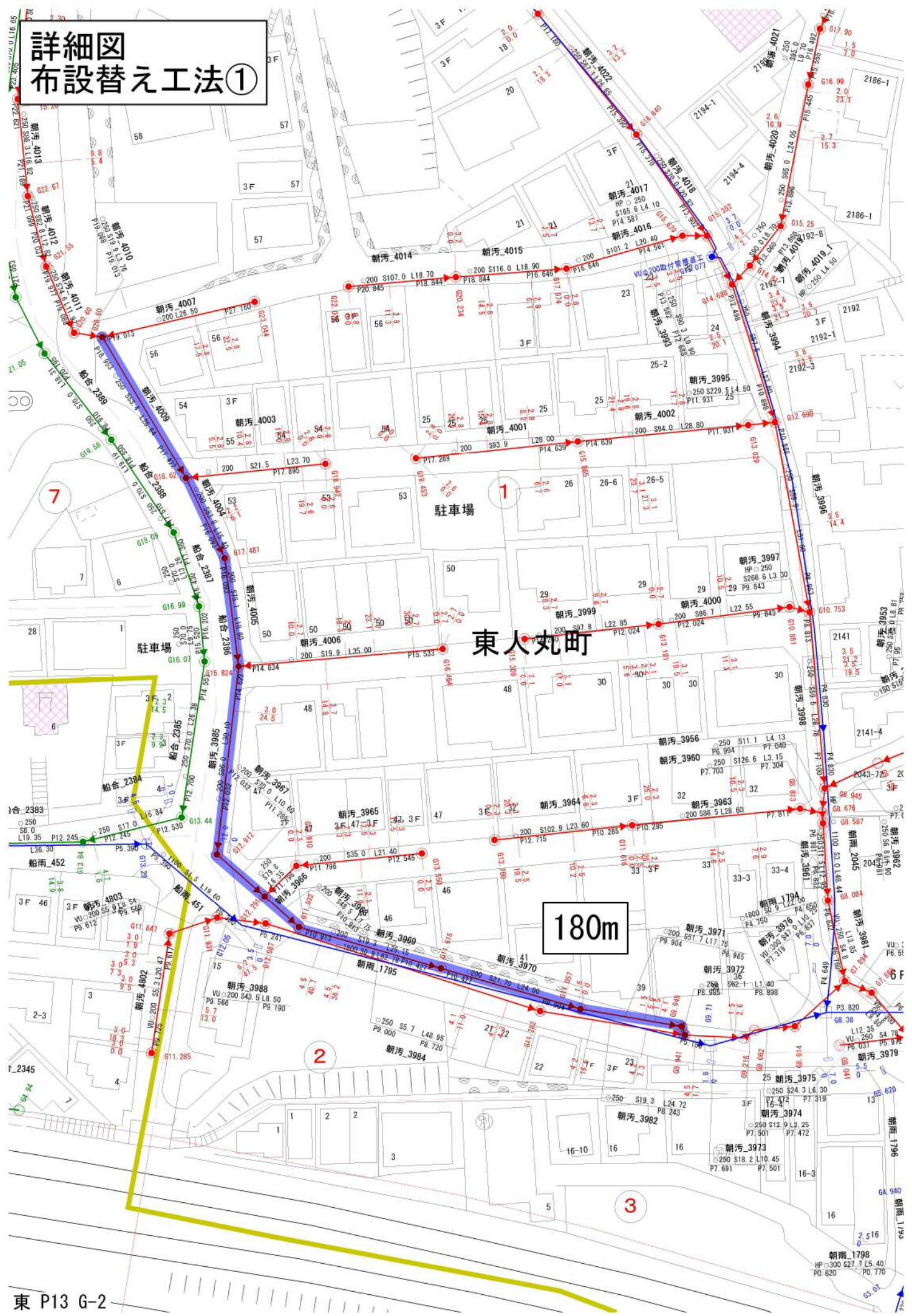
作業項目			布設替え工法①	布設替え工法②	
			内径1200mm未満	内径1200mm未満	
調査			100 %	100 %	
条件設定			100 %	100 %	
耐震計算			100 %	100 %	
照 査			全体按分	全体按分	
設計種類			レベル1地震動及びレベル2地震動に対する応答変位法	レベル1地震動に対する応答変位法	
工法による補正			無	無	
延長補正			有(布設替え工法①)	有(布設替え工法②)	

東人丸町管渠改築実施設計業務委託



縮尺=1:2500 東 P13 G-2

詳細図 布設替え工法①



詳細図 布設替え工法②

